（平成二十九年総務省告示第九十二号の一部訂正）

第五条　平成二十九年総務省告示第九十二号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後	訂正前
［一～三　略］ 四　自由民主党 ［(一)～(八)　略］ (九)　支部の数　七六〇九　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　七六〇九 ［(一〇)～(一三)　略］ ［五・六　略］ 七　民進党 ［(一)～(八)　略］ (九)　支部の数　五一三　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　五一三 ［(一〇)～(一三)　略］	［一～三　同上］ 四　自由民主党 ［(一)～(八)　同上］ (九)　支部の数　七六一〇　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　七六一〇 ［(一〇)～(一三)　同上］ ［五・六　同上］ 七　民進党 ［(一)～(八)　同上］ (九)　支部の数　五一六　うち政党助成法第十四条第二項に規定する支部の数　五一六 ［(一〇)～(一三)　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（平成二十九年総務省告示第百七十九号の一部訂正）

第六条　平成二十九年総務省告示第百七十九号の一部を次のように訂正する。

次の表により、訂正前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように改める。

訂正後				訂正前					
政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日	政党の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
［略］					［同上］				
民進党	支部の数	五一三			民進党	支部の数	五一七	五一六	
	うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五〇八	五一三	届出年月日　平成二十九年二月二十八日		うち法第十四条第二項に規定する支部の数	五一七	五一六	届出年月日　平成二十九年二月二十八日
［略］					［同上］				
備考　表中の［　］の記載は注記である。									

○総務省告示第二百四十六号

政党助成法（平成六年法律第五号）第十七条第二項に規定する支部政党交付金の使途等に関する支部報告書及び総括文書について、自由民主党から訂正の報告があったので、平成二十八年総務省告示第三百六十六号（政党助成法の規定による政党交付金の使途等に関する報告書等の提出があったので要旨を公表する件）の一部を次のとおり訂正する。

平成二十九年八月十七日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、訂正前欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する訂正後欄に掲げる要旨の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。